

登米市医療用ウィッグ 購入費助成事業のご案内



医療用ウィッグとは

抗がん剤治療による脱毛などでお悩みの方が、一時的に使用するウィッグのことです。

医療用ウィッグ購入費助成事業とは

がん治療に伴う外見の変化などによる精神的負担を軽減し、療養生活の質の向上と社会復帰の支援を図るため、医療用ウィッグ購入費の助成をします。

助成の対象となる方

以下の全ての項目を満たす方が対象となります。

- 1) 申請日において登米市内に住所がある方
- 2) がんと診断され、医療機関においてその治療を受けた方、または受けている方
- 3) がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある方または支障が出るおそれのある方
- 4) 市町村民税の所得割額（住民票上の世帯の構成員のうち収入がある方の所得割課税年額の合算額をいう。）が304,200円未満の世帯の方
- 5) 過去に他の都道府県または市町村において医療用ウィッグの購入に対する助成等を受けていない方
- 6) 市税の滞納がない方

※年齢、性別に制限はありません

助成対象経費・助成金額

対象経費：申請する年度内に購入した医療用ウィッグ本体の購入経費
（助成対象者1人あたり医療用ウィッグ1台とします）

助成金額：助成対象経費の全額とし、3万円を上限とします。（千円未満切り捨て）

申請に必要な書類

- 1) 登米市医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書
- 2) ウィッグ購入にかかる領収書（明細のわかるもの）
- 3) がん治療を受けている（受けていた）ことがわかる書類
- 4) 振込み先が確認できる通帳等（申請者本人のもの）

※上記のほか、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

※本年1月1日時点で登米市に住所を有していなかった方については、課税状況等を確認できませんので、前住所地から課税証明書等を取っていただく必要があります。



助成に関するお問い合わせ・申請書提出先

登米市市民生活部健康推進課 TEL 0220-58-2116

E-メール kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130 登米市役所南方庁舎



登米市のホームページから申請書類のダウンロードや助成に関するQ&Aの閲覧ができます。

登米市 ウィッグ  で検索！